令和 2 年 11 月号

Dr tax ドクター・タックス

三上税理士法人発行
オリジナル事務所通信

代表便り　人件費率 71.3%!

弊社は 7 月末決算です。そして申告が 9 月末。それから 10 月には、従業員に対し決算発表会を毎年行います。

その中で、毎年のように口にするのが、人件費率。税理士業の平均の人件費率は、50%位だと言われています。その中で、弊社は脅威の 71.3%！全国トップクラス(笑)

しかしこの数字は決して悪い数字でなく、これが弊社の「強み」であると言っていますし、確信もしています。なぜなら、顧問先も従業員もそちらの方がわかりやすい。高くて気にするのは、経営者だけ！

人件費の中には、私の役員報酬も入っていますから、

「三上、お前の給料が高いんちゃうか～？（なぜか関西人）」と思う人もいるかもしれません。

いや、高くはないかと思います。私の役員報酬は、三上税理士法人から 52 万×12 月ですので。

「三上、円やないやろ、ドルやろ？なんならユーロか？」（またも関西人）

円です！

（あとは税理士業からではない収入が若干ありますが・・・それは内緒㊙）

本店便り　慰安旅行日記

文責：渡邉

先日催された慰安旅行の様子を社員の渡邉よりお伝えいたします。

9 月 17 日～19 日に草津温泉・軽井沢へ慰安旅行に行ってきました。代表お手製のしおりによると、今年の慰安旅行のテーマは絶景とグルメだそうです。

3 日間とも天気が心配されていましたが、曇り時々晴れと天気に恵まれました。有名な避暑地だけあって涼しく、秋らしい快適な気候でした。

1 日目、映画『君の名は。』の聖地として知られる立石公園へ行きました。ちょうど雲が晴れて、遠くの方まで見渡すことができました。昼食はうなぎ。ふっくらパリパリで絶品のうなぎはボリューム満点でした。

草津温泉では、浴衣に下駄で湯畑を散策しました。下駄で歩くのが難しく、日ごろの運動不足を痛感しました。

【草津温泉の湯畑】

【鬼押出し園での写真】

2 日目は鬼押出し園と白糸の滝へ。自然の中を散策しました。夜は高級な雰囲気のレストランでフレンチ。貴重な体験をさせていただきました。

3 日目は軽井沢レイクガーデンを散策ののち、軽井沢・プリンスショッピングプラザでショッピングをしました。

テーマの通りに、おいしいものと温泉と大自然の景色の中、リフレッシュすることができました。来年はもっと遠出ができるようになっていることを祈ります。

今後もより一層、業務に励んでいきたいと思います。

インター店便り

キラキラ女子です✨

文責：大脇

こんにちは。肌寒さが身にしみる冬隣。公私ともに年末に向けて慌ただしい時期に入りました。

インター店の周囲の木々もたくさんの落ち葉を…落ち葉を…落ち葉掃きも慌ただしいです。

【首がすわっていないので恐る恐る…】

先日本店に会議出席の為出勤したところ…“あかちゃん！”。９月に出産した職員が顔を見せに連れて来ていました。

「ぜひ」と言われ抱いたところ、「ぎゃーーー！」。

え？え？さっきまで他の職員さんにはいい子に抱かれていましたよね？なんで私の時だけ泣いちゃうの？そりゃあ首が座ってもいない赤ちゃんを抱くことなんてあまりないから緊張はしていましたけどね、泣かなくても～(ﾉд-。)ｸｽﾝ。

月イチエステ、週２でホットヨガで自分磨きに余念がない私の魅力が分からないとは…まだまだおこちゃまね♡（あっ赤ちゃんだった🤭）

【代表は慣れてますね(^^♪】

９月の社員旅行にかけて「社員旅行と福利厚生費」について執筆しようと思いましたが昨年書きましたので…今年は違う切り口から。

さて、社員旅行中の怪我は労災保険の保険給付対象になるでしょうか？

そもそも労働者災害補償保険法では、労災保険の給付は「業務」又は「通勤」が原因となって生じた負傷や疾病、死亡などの時に給付されると規定しています。 ここでいう「業務」というのは「業務が原因となって」という意味と考えられ、業務上の災害と認められる要件には「業務起因性」と「業務遂行性」が必要とされます。

つまりは、労災として認められるかどうかは、社員旅行が会社の業務の一部であるか否かが主な論点となります。社員旅行への参加意思は本人に委ねられていること、加えて不参加であったとしても欠勤扱いとするような制裁措置を設けていないのであれば、業務としての性質は少ないものと考えられます。

仮に慣習的に社員旅行へ参加しないことが難しく、実態的に強制参加のような状態であったとしても、旅行の目的が慰安を中心としたものであることから、やはり労災認定される可能性は低いと言えます。

一方、この行事の世話役など自己の職務の一環として参加しなければならないような場合には、業務遂行性が認められる場合があると考えることもできます。 判断が難しいところなので、このような事案が起きた場合は労働基準監督署へご相談ください。

ちなみに、業務上のケガで会社を休む場合、４日目からは労災保険から「休業補償給付」が出ますが、最初の３日目までの休業については、労基法で「休業補償」として、平均賃金の６割を支払う義務が定められています。この労働基準法で定める「休業補償」ならば、所得税法で非課税とされ、福利厚生費として計上します。

ご不明な点は担当者まで。

経営情報

新型コロナウイルス感染症の影響による役員給与減額について

文責：柴澤

新型コロナウイルス感染症の影響で業績が著しく悪化した場合に、役員給与を減額し家賃の支払いや従業員の給与等の支払いに充てる動きがあります。

役員給与は法人税法上、原則として会社の経費（損金）にはなりませんが、

①給与について毎月一定額で支払われるもの（定期同額給与）
②賞与について事前に税務署に対して届け出をしたもの（事前届出確定給与）
③会社の業績に応じて支払われるもの（業績連動給与）

上記 3 つの要件を満たすものは、会社の経費（損金）として認められます。
【参考】国税庁ＨＰ「役員に対する給与」
https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/hojin/5211.htm

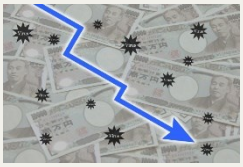

年度の途中で役員給与の減額を行った場合は①の定期同額給与に該当しないため、会社の経費（損金）にはなりませんが、新型コロナウイルス感染症拡大防止による業績の悪化については「業績悪化改定事由」に該当すると考えられ、改定前に定額で支給していた役員給与と、改定後に定額で支給する役員給与は損金算入することができます。

しかし、一度役員給与を減額し、その後業績が回復した場合、役員給与を戻した額は損金不算入となってしまいます。

例）・1～3 月に役員給与を 100 万円/月支払っていたが、新型コロナウイルス感染症の影響で業績が悪化したため 4～6 月に役員給与を 60 万円/月に減額した場合
→1～3 月の 100 万円も、4～6 月の 60 万円も損金算入可能です。

・その後業績が回復し、7～9 月の役員給与を 100 万円/月に増額した場合
→改定前の役員給与分の 60 万円は損金算入可能ですが、
改定後の役員給与のうち増額分（この例の場合 40 万円）が損金不算入になります。

その他、減額した後さらに減額が必要になった場合など様々な場合が考えられますが、役員給与の改定は年に一度であることから、みだりに金額を改定することは望ましくありません。
役員給与は利益調整がしやすいために、税務調査で指摘されやすい部分でもあるので注意が必要です。

詳しくは国税庁ＨＰ「新型コロナウイルス感染症に関連する税務上の取り扱い関係」をご覧ください。
【参考】https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/kansensho/faq/05.htm

ご質問は担当者までどうぞ。

行楽日記

メルシャン椀子ワイナリー

文責：牧野

昨年 10 月、旦那さんに子ども達を任せ、長野県上田市の「メルシャン椀子(まりこ)ワイナリー」に行って来ました。

私は酒屋さんのぶどうの会に入っており、毎年 1、2 回、1 泊 2 日の旅行に参加しています。

「メルシャン椀子ワイナリー」は、昨年 9 月にオープンしたばかりのピカピカの施設です。

周りは見渡す限りのぶどう畑。ぶどう畑の大きさはなんと東京ドーム約 6 個分、メルローやシャルドネ、シラーやソーヴィニヨン・ブランなど約 8 種類のぶどうが栽培されています。

ワイナリーはぶどう畑に囲まれているので、駐車場からぶどう畑の中を歩きワイナリーへ向かいます。

ワイナリーに着くと何分かごとにツアーが催されていて、ワインの醸造施設やワインの樽庫を間近で観ることが出来ます。もちろんワインも頂くことが出来、ぶどう畑を眺めながら優雅でゆったりとした気持ちも味わえます。お子さまにはぶどうジュースがあり、数時間なら家族でも楽しめるのではないかと思います。

夜はペンションに泊まり、美味しいマスターのパエリアなどなど(^^♪

1 人 1 本以上ワインを飲み干し、外に出て夜空の星を道路に寝転がって眺めたり、とてもとても楽しい 2 日間になりました。

息抜きも出来、家族には感謝でいっぱいです。長野へ行った際は、是非一度、ふらっと立ち寄ってみてはいかがでしょうか。

11 月の税務

・個人事業税の納付（第 2 期分）　納付期限…11 月中において各自治体の条例で定める日

・所得税の予定納税額の減額申請　申請期限…11 月 16 日(月)

・所得税の予定納税額の納付（第 2 期分）　納付期限…11 月 30 日(月)

・9 月決算法人の確定申告〈法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税〉　申告期限…11 月 30 日(月)

3 月決算法人の中間申告〈法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税〉(半期分)　申告期限…11 月 30 日(月)

無料経営相談実施中！！！

代表 三上による経営相談をご活用ください！

11 月開催スケジュール(要予約)

11 月　9 日(月) 午前 10 時より 12 時まで

11 月 10 日(火) 午後 1 時より 5 時まで

11 月 12 日(木) 午後 6 時より 8 時まで

ご予約電話番号　0120-974-830

三上税理士法人

■本店

〒486-0914　愛知県春日井市若草通 4-92

TEL:0568-44-2022 / FAX:0568-44-2039

■春日井インター店

〒486-0812　愛知県春日井市大泉寺町 108 番地 9

TEL:0568-82-7770 / FAX:0568-82-7771

◆共通メールアドレス　mikami@taxer.info